

国民健康保険保険料に未納がある方への被保険者証等の発行について

葛飾区国保年金課

国民健康保険の保険証の有効期間は通常2年ですが、保険料に未納がある方については、納付交渉の機会を設けるため、有効期間の短い保険証を交付しています。さらに特別な理由もなく保険料のお支払がない方については、被保険者間の負担の公平性を確保するため、医療機関の受診時の自己負担が10割となる資格証明書を発行しています。

《短期被保険者証》

短期被保険者証は、督促状や催告書の発送、電話催告など様々な手段を用いて納付相談の機会を設けても、反応がない世帯や、特別な理由もなく納期限が過ぎても1年以上保険料を納めていない世帯に対して発行しています。納付相談をさせていただくために有効期限を6カ月に限って、交付しているものです。一般被保険者証との違いは期限のみ異なります。



《資格証明書》（白色）

資格証明書は、短期被保険者証交付世帯の中でも、保険料の納付に関して、連絡をいただきたい旨の再三の通知に対して反応がない世帯や、納付相談により納付約束をしたにもかかわらず、その約束を履行しない世帯に対して発行しているもので、発行に至るまでには、弁明の機会を設け、資格証明書の交付になることを事前に通告したうえで実施しています。

国民健康保険被保険者資格証明書 交付年月日 平成28年 4月 1日 有効期限 平成28年 9月 日		国民健康保険被保険者資格証明書 送付票	
記号 資-22- 番号	124-0024 東京都葛飾区		
世帯主 氏名	複写		
被扶養者 氏名	※ 資格証明書は、この送付票を切り離してご使用ください。		
生年月日	昭和 年 月 日		
資格種別	一般被保険者		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	葛飾区		

被保険者証との違い！

- ◆ 医療に掛かる際には病院窓口で一度10割の支払いが必要。
- ◆ 国保年金課給付係への請求により特別療養費として7割分返金される。一般保険証交付のためには…原則として滞納保険料の一括納付が必要！